

4 策 定 経 過 等

1 千葉市学校教育推進計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 千葉市学校教育推進計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な審議を行うため、千葉市学校教育推進計画策定本部（以下「策定本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定本部は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 計画の策定に必要な事項を審議すること。

(2) その他計画の策定に関し必要な事項

(策定本部)

第3条 策定本部は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 策定本部に本部長及び副本部長を置く。

3 本部長は教育長の、副本部長は教育次長の職にある者とする。

4 本部長は、会務を総理し、策定本部を代表する。

5 本部長は、策定本部の会議を招集し、その議長となる。

6 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

7 策定本部の円滑な運営を図るため、策定本部に策定会を置く。

(策定会)

第4条 策定会は、計画の策定に係る具体的事項を検討し、調整を図る。

2 策定会は、別表第2に掲げる職にある者をもって組織する。

3 策定会に策定会長及び策定副会長を置く。

4 策定会長は教育総務部長とし、策定副会長は学校教育部長とする。

5 策定会長は、策定会の会議を主宰する。

6 策定会長に事故があるときは、策定副会長がその職務を代理する。

7 策定会は、検討し、調整した結果を本部長に報告する。

8 策定会長は、必要に応じ作業部会を置くことができる。

(資料の提出等)

第5条 本部長及び策定会長は、それぞれの会議において必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、教育総務部企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月11日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の策定の日をもってその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

別表第1

教育長 教育次長 教育総務部長 学校教育部長 生涯学習部長 企画調整局次長 財政部長 子ども家庭部長 高齢障害部長
--

別表第2

教育総務部長	
学校教育部長	
生涯学習部長	
教育総務部	総務課長 企画課長 学校財務課長 学校施設課長
学校教育部	学事課長 教職員課長 指導課長 保健体育課長 教育センター所長 養護教育センター所長
生涯学習部	生涯学習振興課長 社会体育課長 青少年課長 中央図書館長
企画調整局	企画課長
財政部	財政課長
子ども家庭部	子ども家庭福祉課長 保育課長
高齢障害部	障害企画課長 障害者自立支援課長

2 千葉市学校教育推進計画懇話会設置要綱等

(設置)

第1条 千葉市学校教育推進計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、教育委員会から諮問された事項(以下「諮問事項」という。)について審議するため、千葉市学校教育推進計画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、諮問事項について審議し、その結果を教育委員会に対し答申する。

(組織)

第3条 懇話会の委員は、20人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 学校関係者

3 委員の任期は、計画の策定の日までとする。

4 第2項第2号に該当する委員の選任の手続は、別に定める。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(分科会)

第6条 分科会については、会長が会議に諮り、設置することができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育総務部企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の策定の日をもってその効力を失う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員の任命その他懇話会の設置に関し必要な手続きは、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

○委 員

(50音順、敬称略)

役 職	氏 名	職 名
会 長	明石 要一	千葉大学教育学部教授
副会長	高津 乙郎	千葉市中学校長会会長
委 員	相川 敬	千葉市P T A連絡協議会会長
	秋元 裕子	千葉青年会議所監事
	安達 満夫	千葉市町内自治会連絡協議会副会長 ※ ¹
	伊藤 勝博	千葉敬愛短期大学教務部長
	今泉 万千生	公募委員
	大里 希世	日経CNBCキャスター
	小川 博子	千葉市青少年育成委員会会長会緑が丘中学校区青少年育成委員会会長
	神田 敬	千葉市学校保健会会長
	貞広 斎子	千葉大学教育学部准教授
	清水 敬	東洋大学非常勤講師
	杉森 信幸	千葉市幼稚園協会研究委員長
	鈴木 由美	聖徳大学人文学部准教授
	高橋 薫	ジェフユナイテッド市原・千葉 ホームタウン事業整備室 課長
	田辺 新一	千葉市立千葉高等学校校長
	鶴岡 克彦	千葉市教育研究会事務局長
	戸村 健司	公募委員
	行木 博	千葉市小学校長会会長
	宮浦 奈穂子	千葉市体育協会理事

－ 平成20年3月までの委員 －

役 職	氏 名	職 名
副会長	岡村 太郎	千葉市中学校長会会長
委 員	岡本 利一	千葉市小学校長会会長
委 員	下重 恒夫	千葉市立千葉高等学校校長

※¹ 平成19年度の役職は“千葉市町内自治会連絡協議会会長”

○懇話会の検討等の経過

平成19年度

年月日・場所	主な内容
第1回懇話会 平成19年8月29日(水) 教育委員会第一・第二会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選任 ・諮問： 千葉市学校教育推進計画について [諮問事項] ①千葉市学校教育推進計画のあり方について ②千葉市学校教育推進計画(案)について
第2回懇話会 平成19年10月25日(木) 教育委員会第一・第二会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換： 千葉市の子どもたちの実態、千葉市の子どもたちに身に付けさせたい力、今後の学校教育の取り組みの方向性などについて(1)
第3回懇話会 平成19年11月26日(月) 教育委員会第一・第二会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換： 千葉市の子どもたちの実態、千葉市の子どもたちに身に付けさせたい力、今後の学校教育の取り組みの方向性などについて(2)
第4回懇話会 平成19年12月20日(木) 教育委員会第一・第二会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・審議内容： 千葉市学校教育推進計画のあり方(案)について(1)
第5回懇話会 平成20年2月6日(水) 教育委員会第一・第二会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・審議内容： 千葉市学校教育推進計画のあり方(案)について(2)
第6回懇話会 平成20年3月21日(金) 教育委員会第一・第二会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・審議内容： 千葉市学校教育推進計画のあり方(案)について(3)

平成20年度

年月日・場所	主な内容
中間報告 平成20年4月21日(月) 教育委員会委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告の内容： 千葉市学校教育推進計画のあり方について
第7回懇話会 平成20年6月23日(月) 教育委員会第一・第二会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・副会長の選任 ・審議内容： 千葉市学校教育推進計画(案)の策定に向けて
第8回懇話会 平成20年8月27日(水) 教育委員会第一・第二会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・区民説明会の実施報告 ・審議内容： 千葉市学校教育推進計画の構成・施策体系(案)について

年月日・場所	主な内容
第9回懇話会 平成20年10月6日(月) 教育委員会第一・第二会議室	・審議内容： 千葉市学校教育推進計画(案)について(1)
第10回懇話会 平成20年10月22日(水) 教育委員会第一・第二会議室	・審議内容： 千葉市学校教育推進計画(案)について(2)
答申 平成20年11月25日(火) 教育委員会委員会室	・答申の内容 千葉市学校教育推進計画(案)について